

自転車だ！カヌーだ！スカイスportsだ！
野田アウトドアスポーツドアフェスタ 2026
出店要領

（目的）

第1条 この要領は、野田アウトドアスポーツドアフェスタ 2026 において、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業・団体又はその関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等反社会的勢力」という。）を利することを防止し、もって社会環境の維持と野田アウトドアスポーツドアフェスタ 2026 の健全な運営を図ることを目的に、必要な事項を定めるものとする。

（出店の申請）

第2条 出店をしようとする者（以下「出店責任者」という。）は、あらかじめ出店責任者の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品、暴力団との関係の有無その他の必要事項が規定された出店申込書（別記第1号様式）及び出店責任者、従業員の氏名、住所、生年月日、取り扱う商品やサービス、その他第1条の目的を達するための必要事項が記載された誓約書（別記第2号様式）、保健所提出物（様式第2号）を併せて野田アウトドアスポーツドアフェスタ 2026 主催者（野田市）（以下「主催者」という。）に提出し、出店許可証（別記第3号様式）の発行を受けなければならない。

2 出店責任者は、主催者に提出した出店申込書及び誓約書の各写しを管轄する警察署に提出しなければならない。

3 出店責任者は、当日の従業者を明示し、急な変更も可能なように、予備の従業者も含めて申込書を提出しなければならない。

（出店への依頼等）

第3条 出店責任者は、出店申込書、誓約書、出店計画書を主催者に提出し、出店の許可を得なければならない。

（関係機関への意見聴取）

第4条 主催者は、第1条の目的を達するために必要な限度において、出店責任者、従業者その他の関係者が暴力団等反社会的勢力であるかどうかについて、関係機関に意見を聴くことができる。

（拒否）

第5条 主催者は、次に掲げる場合において、出店を許可せず、又は出店の許可を取り消すことができる。

（1） 出店の許可を得ようとする者が、暴力団等反社会的勢力である場合

（2） 出店の許可を得ようとする者が、暴力団等反社会的勢力に従業者等として使用する

ると認められる場合

- (3) 出店の許可を得ようとする者が、みかじめ料、ショバ代等の名目の如何を問わず、暴力団等反社会的勢力に金品を供与すると認められる場合
- (4) あらかじめ出店申込書に記載された従業者以外の者が出店の業務に従事していたと認められる場合

(許可の解除)

第6条 主催者は、次の各号の一に該当する場合、催告をすることなく出店の許可を取り消すことができる。

- (1) 許可を得た者が、暴力団等反社会的勢力であると判明した場合
- (2) 許可を得た者が、虚偽の申請で許可を得たことが判明した場合
- (3) 許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- (4) 露店の出店許可を得た者が、みかじめ料、ショバ代等の名目を問わず、暴力団等反社会的勢力に金品等の利益を供与した場合
- (5) 露店において、暴力団等反社会的勢力に従業者として使用した場合
- (6) 露店の営業中に粗暴、卑猥な言動をするなどお客等に迷惑をかける行為を行った場合
- (7) 半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (8) 主催者関係者の指示に従わない場合

(出店許可証の掲示)

第7条 出店責任者は、主催者が発行した出店許可証を店舗の外部から確認することができる場所に掲示して、営業を行わなければならない。

- 2 出店責任者、従業者その他の関係者は、申請時又は出店時に主催者関係者又は警察官から身分証明書の提示を求められた場合は、これに応じなければならない。